

## 個別作用法の所管の内容の概要

### 「表示」に関する法律

**景品表示法** ⇒ 消費者庁へ移管

**JAS法** ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- \* 表示基準策定・改正に当たり、農林水産省にあらかじめ協議・同意。
- \* 農林水産省は、案を備えて表示基準の策定・改正を要請可。
- \* 法執行の一部につき、農林水産大臣に委任

**食品衛生法** ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- \* 表示基準策定・改正に当たり、厚生労働省にあらかじめ協議。
- \* 厚生労働省は、表示基準の策定改正を要請可。

**健康増進法** ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- \* 表示基準策定・改正に当たり、厚生労働省に協議。

**家庭用品品質表示法** ⇒ 表示の標準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- \* 表示の標準策定に当たり、経済産業省にあらかじめ協議。
- \* 経済産業省は、案を備えて表示の標準の策定・改正を要請可。
- \* 法の執行の一部につき、経済産業省に委任

**住宅品質確保法** ⇒ 表示等の企画立案、表示基準の策定は共管。執行は国土交通省が行うが、消費者庁が勧告。

(注) 住宅性能表示は任意制度であるなど他の表示と異なる点がある。

### 「取引」に関する法律

**消費者契約法** **無限連鎖講防止法** **特定商品預託法** ⇒ 消費者庁へ移管

**電子消費者契約法** ⇒ 内閣府所管部分について消費者庁へ移管

**特定商取引法** ⇒ 消費者保護に係る企画立案、執行を消費者庁へ移管。消費者庁がこの法律に係る執行を一元的に行う。経済産業省は、商一般等の立場から連携